

岐阜市WORK!DIVERSITY奨励金交付要綱

令和8年3月27日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、健康上又は社会的な問題により働きづらさを抱える者の就労の促進及び雇用の安定並びに市内の中小企業者等における人材の確保を図るため、予算の範囲内で行う岐阜市WORK!DIVERSITY奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 短時間雇用 1週間当たりの所定労働時間が週10時間以上20時間未満の雇用をいう。
- (2) 常用雇用 期間の定めのない雇用であって、1週間当たりの所定労働時間が週20時間以上のものをいう。
- (3) WORK!DIVERSITY実証化モデル事業 WORK!DIVERSITYモデル助成事業費補助金交付要綱（令和4年3月25日決裁）第2条に規定する補助事業をいう。
- (4) 対象労働者 WORK!DIVERSITY実証化モデル事業による就労の支援を受けた者をいう。

(対象事業者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者は、市内に雇用保険適用事業所（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する事業を行う事業所をいう。以下同じ。）を有し、かつ、当該雇用保険適用事業所において対象労働者を現に雇用している事業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) WORK!DIVERSITY実証化モデル事業による就労の支援を受けた対象労働者を当該支援の最終日の翌日から起算して3か月以内に雇い入れたこと。
- (2) 対象労働者を雇入れの日から起算して12か月以上継続して雇用しており、かつ、次のア又はイのいずれかに該当すること。
 - ア 短時間雇用をした対象労働者を雇入れの日から起算して9か月以内に常用雇用に移行したこと。
 - イ 対象労働者の雇用が雇入れの日から常用雇用であること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 対象労働者の雇入れに対し、国が支給するトライアル雇用助成金その他これに類する助成を受けていないこと。
- (5) 次のアからエまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 政治的活動又は宗教的活動を目的とする事業を行うもの
 - イ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業を行うもの
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行うもの

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの
(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、18万円に対象労働者の数を乗じて得た額とする。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第3条各号に掲げる要件を全て満たした日の翌日から起算して2か月以内に、岐阜市WORK!DIVERSITY奨励金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、天災その他やむを得ない事由により当該期間内に提出することができないときは、当該事由がなくなった日から7日以内に提出することができる。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 雇用保険適用事業所であることを確認できる書類
- (3) 対象労働者の労働条件通知書又は雇用契約書の写し（第3条第2号アに該当する場合にあつては、常用雇用に移行した際の書面を含む。）
- (4) 対象労働者の出勤簿、タイムカードの写し等（対象労働者の労働時間を確認できるものに限る。）
- (5) 賃金台帳の写し
- (6) 市税の完納証明書（課税事業者に限る。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査の上、奨励金の交付の可否を決定し、岐阜市WORK!DIVERSITY奨励金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(交付手続の特例)

第7条 奨励金の交付に係る手続については、規則第15条、第16条及び第18条の規定は、適用しない。

(情報通信技術を利用する手続)

第8条 次の各号に掲げる手続については、当該各号に定める岐阜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年岐阜市条例第42号。以下「情報通信技術活用条例」という。）の規定（準用する場合を含む。）によることができる。

- (1) 第5条の規定による申請 情報通信技術活用条例第3条第1項から第3項まで
- (2) 第6条の規定による通知 情報通信技術活用条例第4条第1項から第3項まで

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。